

各種申請・届出

次の場合は、申請又は届出が必要ですから茨城県住宅管理センターまで提出願います。詳しくは直接お問い合わせください。(それぞれ規則で定められた基準があります。)

手続きの名称	手続きを必要とする場合	添付書類
<p>▶<u>県営住宅同居者異動届</u></p> <p>※異動事由が発生した後30日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が生まれたとき ・同居人が就職、結婚、離婚などで転出したとき ・同居人が死亡したときなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動事由発生後、当該住宅に入居している世帯全員の住民票謄本 ・離婚の場合は異動事由発生後、当該住宅に入居している世帯全員の住民票謄本の他にその事実の記載のある戸籍謄本
<p>▶<u>県営住宅同居承認申請書</u></p> <p>※申請をし、承認を受けてから同居させること。ただし入居者及び同居者の収入合計が基準額を超える場合や滞納がある場合は認められません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の承認を受けた以外の親族を同居させるとき (同居する親族の間柄、状況により制限があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者と同居予定者の続柄を証明する書類(戸籍謄本、住民票謄本) ・入居者及び同居予定者の所得を証明する書類
<p>▶<u>県営住宅承継入居申請書</u></p> <p>※承継事由が発生した後15日以内 ※事実発生後速やかに行うこと。ただし高額所得者相当の収入がある場合や滞納がある場合は認められません。</p>	<p>入居者(名義人)が死亡又は離婚し退去したことにより、従来から当該県営住宅に居住している配偶者、高齢者、障害者等が住宅の名義を変更するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者(名義人)と承継予定者の続柄を証明する戸籍謄本 ・承継する事由がわかる書類 ・世帯全員の住民票謄本 ・世帯全員の保険証コピー ・承継予定者及び同居予定者の所得を証明する書類 <p>※連帯保証人の書類を別途、新たに作成していただく必要があります。</p>

▶ 県営住宅連帯保証人変更申請書	連帯保証人が死亡したとき、親族以外の連帯保証人が県外に住所を変更したときなど	※連帯保証人の書類を別途、新たに作成していただく必要があります。
▶ 県営住宅連帯保証人届出事項変更届	連帯保証人の住所、氏名、勤務先が変更となった場合	住民票その他変更事項を証明する書類
▶ 県営住宅模様替え等申請書 ※申請をして承認を受けてから施工すること。	県営住宅を模様替えしたり、工作物を設置したりしようとするとき（基準に該当する場合のみ認められます。）	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図、配置図 ・その他必要な書類
▶ 県営住宅用途併用承認申請書 ※申請をして承認を受けてから使用すること。	身体障害者が県営住宅の一部を、あんま、はり、きゅう、その他これに類する職業に使用するとき（住宅管理上支障がないと認められる場合に限りです。）	<ul style="list-style-type: none"> ・併用する用途に関する証明書又はそれを証明する書類
▶ 住宅を使用しない届出	入居者及び同居者が県営住宅を引き続き15日以上使用しないとき	

※ ご注意

世帯員等に異動がある（あった）ときなどは、必ず手続きをするようにしてください。

次のような場合、不正入居として厳正に対処します。

また、毎年の家賃の決定で不利となることがあります。

ア 許可された方以外の方を承認を受けずに同居させているとき。

イ 名義変更をせずにそのまま入居しているとき。

ウ 出生、死亡、転出等の異動の届出をしてないとき。

住宅を返還するときの手続

(1) 返還手続

ア 入居者が住宅を退去したいときは、退去する日（返還日）の15日前までに茨城県住宅管理センターに届くように「▶[県営住宅返還届](#)」を持参または簡易書留で郵送により提出してください。